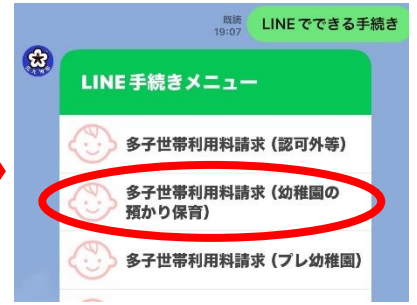


LINE での申請手順等について

- ・LINE で北九州市の公式アカウントをお友達登録します。
- ・北九州市の公式アカウントのトーク画面を開きます。



「手続き」→「LINE ができる手続き」→「多子世帯利用料請求書(幼稚園の預かり保育)」の順に選択して手続きをしてください。

※「幼稚園の預かり保育」とは満3歳からの幼稚園や認定こども園の教育時間外(早朝や夕方の時間帯)の保育のことです。

●申請時の添付書類について

領 収 証

多子預かり

北九州市多子世帯の幼稚園等預かり保育の給付事業の利用料

納入者 _____ 氏

ただし、多子世帯の幼稚園等預かり保育利用料は、年 月分～ 年 月分として

幼稚園等の名称 _____

所 在 地 _____

代表者 氏名 _____ 印 _____

預かり保育事業 利用料の徴収金額	(1) 認定1世帯の金額
-----------------------------	--------------

【備考】

<預かり保育利用料>
 多子世帯 円 ①

<預かり保育利用料以外>
 登録料等、返金返金等として 円 ②

【添付資料】

預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※1参照）における給付請求金額の内訳

利用月	在園の園児のうち各月1名			認可外保育施設等 に入園した 園児の人数 (※2)	請求額（※1） と給付額の差額 (※3)
	給付に該当する 児童数(※4)	未 給付 児童	未加算の 認可外保育施設 の園児数(※5)		
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
給付の合計	円	円	円	円	円

※1：給付額の算出方法
合計請求金額

※1 上記の金額は幼稚園等預かり保育の給付額に、認可外保育施設等の利用料を加算したものです。

※2 月給と月謝料、入園料などを指します。月謝と入園料を電気料金減免は、各月の利用月算上額に記入して下さい。

※3 上の金額が正し、請求額の差額に該当します。請求額の年合計がゼロ円未満の場合は、

※4 一般家庭から入園した児童は、給付に算入されず保育料のみを納めます。

[illegible]

利用施設に発行してもらった
「領収証」が必要です。

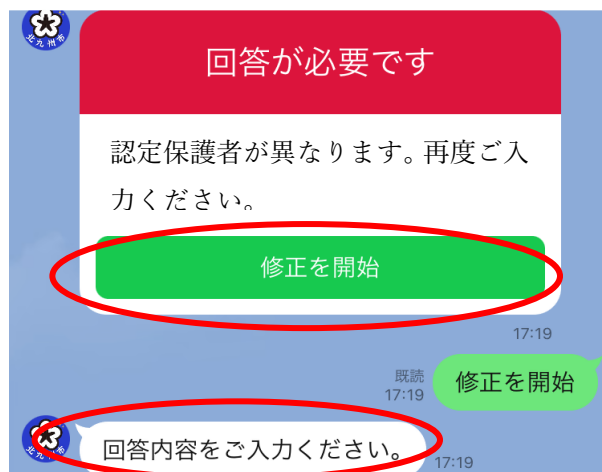
- ・初めて申請する場合と振込口座を変更される場合は振込口座情報がわかるものの添付が必要です。
(例:通帳)「口座情報」として銀行名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義(カタカナ)が必要です。
- ・認定保護者と振込口座の名義が異なる場合は委任状に記載して、LINE で送付する必要があります。

※1の認定保護者（請求者）と口座名義が異なる場合は、以下の委任状にご記入ください。

委任状			
委任者（認定保護者）：	令和	年	月 日
私は多子世帯利用料の受領に関する権限を下の者に委任します。			
受任者（振込口座名義人）：			

【注意】

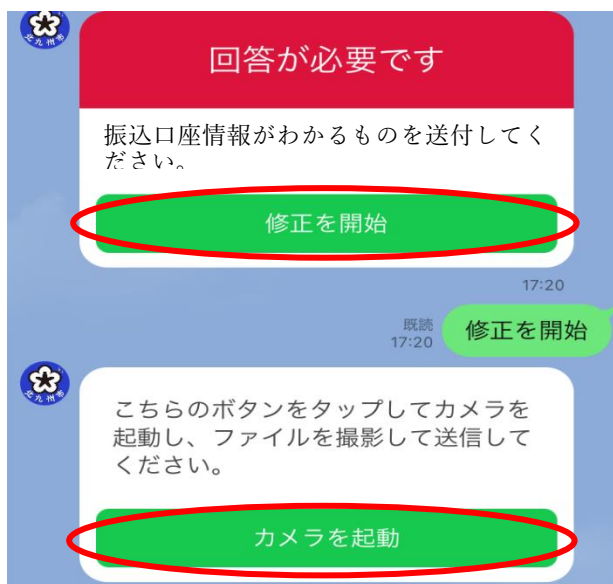
申込内容に不備があった場合は、下のようなメッセージが届きます。メッセージが届いた場合は、まだ申請を受け付けられていません。メッセージ内容に合わせてメッセージまたは写真を送付してください。



●入力内容に不備がある場合

左のようなメッセージが届きます。

「修正を開始」をクリックして、不備内容を入力してください。



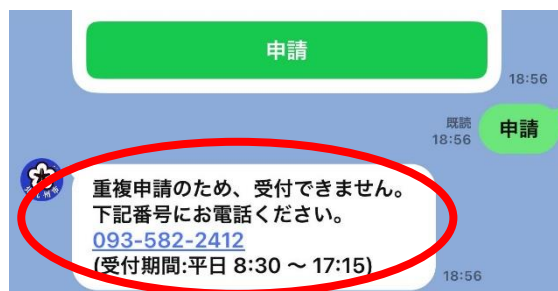
●添付内容に不備がある場合

左のようなメッセージが届きます。

「修正を開始」をクリックすると「カメラを起動」のメッセージが表示されますので、クリックして不備のものを送付してください。

●同じ申請期間に2回以上申請を行うと2回目以降の申請後、右の画面のような表示がされます。

修正がある場合は、「修正を開始」をクリックするか、子ども家庭局 こども施設企画課 無償化担当 (093-582-2412)までご連絡ください。



●多子世帯利用料請求の受付期間が決まっておりますので、受付期間以外に LINE で申請をしようとすると、右のような表示がされます。

令和7年度の受付期間は以下の表をご確認ください。

利用期間	受付期間	支給予定日
4～6月	7月1日～7月18日	8月25日
7～9月	10月1日～10月17日	11月25日
10～12月	R8年1月1日～1月16日	R8年2月25日
R8年1～3月	R8年4月1日～4月17日	R8年5月25日

